

平成 20 年度

春日市人事行政の運営等の状況について

春日市総務部総務課

春日市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第6条の規定に基づき、平成20年4月1日現在の状況を次のとおり公表します。

1 任免及び職員数に関する状況

(1) 任命権者別職員数

区 分	平成19年度	平成20年度	増減数
議会事務局	6人	6人	
市長事務部局	348人	347人	△1人
教育委員会事務局	90人	86人	△4人
選挙管理委員会事務局	2人	2人	
監査事務局	3人	3人	
農業委員会事務局	1人	1人	
合 計	450人	445人	△5人

(2) 近隣他市との職員数比較

■普通会計における人口1,000人当たりの職員数

春日市	A市	B市	C市	D市
3.8人	4.1人	4.4人	4.7人	6.0人

総務省自治行政局「類似団体別職員数の状況（平成19年4月1日現在）」から作成

※ 人口に対する職員数（普通会計）は、春日市が全国の市町村で最少となっています。

注 普通会計の職員数は、特別職（市長、副市長）及び公営企業等会計部門の職員（下水道・国民健康保険・老人保健医療・介護保険・後期高齢者医療の業務に従事する職員）を除くすべての職員の人数です。

(3) 採用者数及び退職者数

平成19年度の退職者16人の補充として、平成20年度に11人を採用しました。

職 種 (採用職種)	平成19年度		平成20年度
	採用者数	退職者数	採用者数
一般事務	8(3)人	11(2)人	11(3)人
文化財技師	—	1(0)人	—
保育士	—	1(1)人	—
技能労務職	—	3(3)人	—
合 計	8(3)人	16(6)人	11(3)人

※ ()内は、女性の人数の内書き

退職者の内訳（平成19年度）

区 分	一般行政職	技能労務職	合 計
定年退職	7人	3人	10人
その他の退職	6人	0人	6人

2 職員の給与の状況（平成20年度）

(1) 一般行政職の級別職員数

級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
主な職名	主事	主事	主査 主任	係長 主査	課長補佐 統括係長	課長	部長
職員数	23人	37人	86人	83人	70人	33人	8人

(2) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	42.3歳	335,761円	408,100円
技能労務職	55.6歳	397,388円	431,083円

(3) 職員の初任給

区 分	初 任 給	
一般行政職	大学卒	172,200円
	高校卒	144,500円
技能労務職	高校卒	141,900円

(4) 職員の手当（月額）

① 扶養手当

配偶者		13,000円
扶養親族たる子、 父母等	1人につき	6,500円
	配偶者がいない場合の1人	11,000円
	※特定期間の子	5,000円加算

※ 満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日まで

② 地域手当（給料月額+扶養手当）×3%

支給率の経過措置

18年度	19年度	20年度	21年度
6%	6%	5%	4%

③ 住居手当

借家、借間	月額12,000円を超える家賃を支払っている場合に支給する。 上限27,000円
持ち家	6,500円

④ 通勤手当

交通機関利用者	運賃等相当額（上限55,000円）		
交通用具利用者			
片道の距離	額	片道の距離	額
1～2km	3,500円	11～15km	16,500円
2～3km	5,000円	15～20km	19,500円
3～4km	6,500円	20～25km	22,500円
4～5km	8,000円	25～30km	25,500円
5～7km	10,000円	30～35km	28,500円
7～9km	12,500円	35～40km	31,500円
9～11km	14,500円	40km以上	34,500円

※ 通勤経路は、合理的かつ最短距離

⑤ 特殊勤務手当

徴収手当	6,000円
社会福祉業務手当	5,000円
消防業務手当	2,500円
行旅病人取扱手当	1人につき 1,000円
死人取扱手当	1体につき 2,000円

⑥ 管理職手当 給料月額 × 支給率

職	部長職	課長職	保育所長、保育指導主事
支給率	16%	12%	10%

⑦ 管理職員特別勤務手当

管理職が、臨時又は緊急の必要により休日出勤した場合に支給

区分	部長職	課長職	保育所長、保育指導主事
6時間以内の勤務 1回につき	8,000円	6,000円	4,000円
6時間を超える勤務 1回につき	12,000円	9,000円	6,000円

⑧ 時間外勤務手当、休日勤務手当

平成19年度決算額	102,259,379円
-----------	--------------

⑨ 期末手当、勤勉手当の支給率

区分	6月支給	12月支給	年間合計
期末手当	1.4月分	1.6月分	3.0月分
勤勉手当	0.75月分	0.75月分	1.5月分
合計	2.15月分	2.35月分	4.5月分

職務の級による加算措置

3級	4級・5級	6級・7級
5%	10%	15%

3 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

① 1週間の勤務時間 38時間45分 (1日当たり7時間45分)

② 勤務時間の割振り

基本的な勤務時間 午前8時30分から午後5時まで

(休憩時間 午後0時15分から午後1時まで)

(2) 休暇

年次有給休暇	1年度につき20日を付与。翌年度に20日を上限として繰り越して できる。 →平成19年度の平均取得日数14.0日(平成18年度13.4日)
病気休暇	職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、勤務しないことがや むを得ないと認められる場合の休暇
特別休暇	選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由によ り、勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇
介護休暇	介護が必要な状態にある家族を介護するため、勤務しないことが相当 であると認められる場合の休暇(無給)
組合休暇	職員団体の業務に従事する場合の休暇(無給)

(3) 育児休業

区 分	平成18年度	平成19年度
男性職員	0人	0人
女性職員	10人	11人
合 計	10人	11人

4 分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分

分限処分とは、職員が疾病等の理由によりその職責を果たせない場合等に、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保を図るために行う不利益処分のことをいいます。

平成19年度分限処分者数

区 分	休職	降任	免職	計
勤務実績がよくない場合	0人	0人	0人	0人
心身の故障の場合	12人	0人	0人	12人
職に必要な適格性を欠く場合	0人	0人	0人	0人
廃職又は過員を生じた場合	0人	0人	0人	0人
刑事事件に関し起訴された場合	0人	0人	0人	0人
合 計	12人	0人	0人	12人

※上記の人数は、分限処分を受けた職員の実人数です。

(2) 懲戒処分

懲戒処分とは、職員に職務上の義務違反や公務員としてふさわしくない非行がある場合に、公務における規律と秩序の維持を目的に行う不利益処分のことをいいます。

平成19年度懲戒処分者数

区 分	戒告	減給	停職	免職	計
法令に違反した場合	0人	0人	0人	0人	0人
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0人	0人	0人	0人	0人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合	0人	0人	0人	0人	0人
合 計	0人	0人	0人	0人	0人

5 服務の状況

地方公務員法により、職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないとされています。

また、職員には、同法により、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為の禁止、営利企業等への従事制限など、服務上の義務等が課せられています。

春日市では、職員に対し、必要に応じて綱紀の保持に係る通知を行うなど、服務規律の徹底を図っています。

(1) 職務に専念する義務の免除の状況

職員の職務に専念する義務の特例に関する条例により、研修を受ける場合、厚生に関する計画の実施に参加する場合などに、職務に専念する義務が免除されることがあります。

区 分	平成18年度	平成19年度
職務に専念する義務の免除	213件	225件

(2) 営利企業等の従事の許可状況（平成19年度）

職員は、営利企業の役員になったり、報酬を得て事業や事務に従事したりすることはできません。ただし、職務の遂行に支障や影響がなく、地方公務員としての信用を傷つけるおそれがない場合は、許可されることがあります。

区 分	平成18年度	平成19年度
営利企業等の従事の許可	3件	6件

6 研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修の状況（平成19年度）

総事業費 3,406,000円

区分	主な内容・派遣先	コース・回数	受講人数
自主開催 研修	管理職研修 文書事務研修など	7コース (17回)	205人
派遣研修	福岡県市町村職員研修所 市町村職員中央研修所など	95コース (95回)	163人
合 計		102コース (112回)	368人

(2) 勤務成績の評定状況

職員の日常の仕事ぶりや勤務態度を通じて、勤務成績を評価し、昇任や配置等の人事管理に活用しています。

また、平成19年度は、組織の業績向上と人材育成を目的とする新たな人事評価制度の構築に取り組みました。

7 職員の福祉等の状況

地方公務員法の規定に基づき、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項を計画的に実施しています。

(1) 職員互助会

職員互助会は、会員の福利厚生に関する事業の実施、相互扶助及び親睦を図ることを目的としており、会員の掛金及び市助成金で運営しています。

※ 主な事業内容

① 福利厚生事業

- ・レクリエーション用品貸出
- ・全員参加型事業
- ・クラブ活動助成 など

② 慶弔給付事業

- ・結婚祝金
- ・出産祝金
- ・傷病見舞金
- ・死亡弔慰金 など

③ 貸付事業

※ 職員の福利厚生事業にかかる経費と互助会に対する公費負担の状況

年度	①福利厚生事業に係る市の決算(予算)額	②職員互助会への公費負担額	③会員掛金総額	④互助会会員数	⑤会員一人当たりの公費補助金額	⑥公費負担率
		【A】	【B】	【C】	A/C	A/(A+B)
平成19年度 決算	19,939 千円	9,560 千円	9,415 千円	456人	20,965 円	50.4%
平成20年度 予算	21,348 千円	9,266 千円	9,266 千円	447人	20,729 円	50.0%

※ ①の福利厚生事業に係る市の決算(予算)額については、市が行う職員の健康診断やメンタルヘルス対策等の経費と職員互助会への公費負担額の合計額です。

(2) 職員の健康管理

職員の健康を確保するため、健康診断を実施しています。

平成19年度受診者数	443人
------------	------

(3) 共済制度

職員の共済制度は、福岡県市町村職員共済組合に加入し、共済組合が短期給付（医療）、長期給付（年金）、福祉事業（健康保持増進事業、貸付事業など）を行っています。

(4) 公平委員会の状況

職員は、全体の奉仕者という立場から労働基本権の一部が制限されています。このため、中立的な機関である公平委員会に対して、身分上及び経済上の権利・利益の保護を求めることができるようになっていきます。

春日市は、筑紫野市、大野城市、太宰府市、那珂川町等と共同して筑紫公平委員会を設置しています。その権限は次のとおりです。

- ① 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。
- ② 職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する採決又は決定すること。
- ③ 職員の苦情を処理すること。
- ④ その他法律に基づきその権限に属せしめられた事務

平成19年度の状況

業 務	件数
勤務条件に関する措置の要求	0件
不利益処分に関する不服申立て	0件
苦情の処理	0件

(5) 公務災害・通勤災害の状況（平成19年度）

職員が、公務中又は通勤中に被災した場合は、その災害によって受けた傷病について治療費等が補償されます。

区 分	件 数
公務災害	1件
通勤災害	0件